

倫理規程 処分基準

倫理規程第14条第2項及び第4項に基づき、第2条に定める者を別表のとおり処分する。

※ 本基準は標準的な処分の目安であり、具体的事案の内容、結果、影響、加重・軽減要素等を総合的に考慮して処分を決定する。

表1 スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、身体の接触又は身体への直接的な加害を伴う遵守事項違反

違反行為の程度・結果	第2条第2項・第3項（指導者・競技者）	第2条第1項（役職員）
被害者が傷害を負わなかった	資格停止 6 か月	職務停止 6 か月
被害者が全治 2 週間の傷害を負った	資格停止 1 年	職務停止 1 年
被害者が全治 1 か月の傷害を負った	資格停止 2 年	職務停止 2 年
以下のいずれかに該当する ① 被害者を退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ② 被害者を死に至らしめた ③ 被害者が全治 1 か月を超える傷害を負った ④ 被害者に重大な後遺障害が残る傷害を負わせた ⑤ その他被害者の心身に重大な障害を与えた ⑥ 刑事処分をされた	資格取消	職務停止無期又は解任
＜考慮すべき要素＞ ① 違反行為の態様、回数、継続性、被害者数等 ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む） ⑤ 被害者の心身への負荷の程度 ⑥ 被害者のスポーツ活動への影響の程度 ⑦ 加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑧ 被害者の言動、態度等 ⑨ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） ＜加重・軽減要素の例＞ 加重要素：被害者が未成年である場合、複数回又は継続的に行われた場合、被害が重大な場合、過去に本協会の処分を受けたことがある場合等 軽減要素：真摯に反省している場合、示談の成立、他で制裁を受けている場合等 ＜処分に従わなかった、又は処分に反する行動をした場合＞ 処分対象者が、確定した処分内容に従わなかった場合、又は処分期間中に処分内容に反する行動をとった場合は、倫理委員会は事実確認をした上でこれを精査し、倫理委員会規程の聴聞の手続を省略して、本表の処分を加重又は処分期間を延長することができる。	＜考慮すべき要素＞ ① 違反行為の態様、回数、継続性、被害者数等 ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む） ⑤ 被害者の心身への負荷の程度 ⑥ 被害者のスポーツ活動への影響の程度 ⑦ 加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑧ 被害者の言動、態度等 ⑨ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） ＜加重・軽減要素の例＞ 加重要素：被害者が未成年である場合、複数回又は継続的に行われた場合、被害が重大な場合、過去に本協会の処分を受けたことがある場合等 軽減要素：真摯に反省している場合、示談の成立、他で制裁を受けている場合等 ＜処分に従わなかった、又は処分に反する行動をした場合＞ 処分対象者が、確定した処分内容に従わなかった場合、又は処分期間中に処分内容に反する行動をとった場合は、倫理委員会は事実確認をした上でこれを精査し、倫理委員会規程の聴聞の手続を省略して、本表の処分を加重又は処分期間を延長することができる。	＜考慮すべき要素＞ ① 違反行為の態様、回数、継続性、被害者数等 ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む） ⑤ 被害者の心身への負荷の程度 ⑥ 被害者のスポーツ活動への影響の程度 ⑦ 加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑧ 被害者の言動、態度等 ⑨ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） ＜加重・軽減要素の例＞ 加重要素：被害者が未成年である場合、複数回又は継続的に行われた場合、被害が重大な場合、過去に本協会の処分を受けたことがある場合等 軽減要素：真摯に反省している場合、示談の成立、他で制裁を受けている場合等 ＜処分に従わなかった、又は処分に反する行動をした場合＞ 処分対象者が、確定した処分内容に従わなかった場合、又は処分期間中に処分内容に反する行動をとった場合は、倫理委員会は事実確認をした上でこれを精査し、倫理委員会規程の聴聞の手続を省略して、本表の処分を加重又は処分期間を延長することができる。
備考（適用条項） 倫理規程第4条（暴力行為等の禁止）、第6条（差別の禁止及び個人の尊重）が該当するが、これに限らない。 第5条（セクシュアル・ハラスメント）は除く。		

**表2 スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、身体の接触及び身体への直接的な加害を伴わない
遵守事項違反**

違反行為の程度・結果	第2条第2項・第3項（指導者・競技者）	第2条第1項（役職員）
1回又は2～3回の軽微な行為であり、かつ被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった	注意	注意
継続的又は重大な行為であり、かつ被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった	嚴重注意	嚴重注意
行為の内容にかかわらず、被害者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止1年	職務停止2年
行為の内容にかかわらず、以下のいずれかに該当する ① 被害者を退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ② 被害者を死に至らしめた ③ 被害者の心身に重大な障害を与えた ④ 刑事処分をされた	資格取消	職務停止無期又は解任
<考慮すべき要素> ① 違反行為の態様、回数、継続性、被害者数等 ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む） ⑤ 被害者の心身への負荷の程度 ⑥ 被害者のスポーツ活動への影響の程度 ⑦ 加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑧ 被害者の言動、態度等 ⑨ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> 加重要素：被害者が未成年である場合、複数回又は継続的に行われた場合、被害が重大な場合、過去に本協会の処分を受けたことがある場合等 軽減要素：真摯に反省している場合、示談の成立、他で制裁を受けている場合等 <処分に従わなかった、又は処分に反する行動をした場合> 処分対象者が、確定した処分内容に従わなかった場合、又は処分期間中に処分内容に反する行動をとった場合は、倫理委員会は事実確認をした上でこれを精査し、倫理委員会規程の聴聞の手続を省略して、本表の処分を加重又は処分期間を延長することができる。	<考慮すべき要素> ① 違反行為の態様、回数、継続性、被害者数等 ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む） ⑤ 被害者の心身への負荷の程度 ⑥ 被害者のスポーツ活動への影響の程度 ⑦ 加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑧ 被害者の言動、態度等 ⑨ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> 加重要素：被害者が未成年である場合、複数回又は継続的に行われた場合、被害が重大な場合、過去に本協会の処分を受けたことがある場合等 軽減要素：真摯に反省している場合、示談の成立、他で制裁を受けている場合等 <処分に従わなかった、又は処分に反する行動をした場合> 処分対象者が、確定した処分内容に従わなかった場合、又は処分期間中に処分内容に反する行動をとった場合は、倫理委員会は事実確認をした上でこれを精査し、倫理委員会規程の聴聞の手続を省略して、本表の処分を加重又は処分期間を延長することができる。	<考慮すべき要素> ① 違反行為の態様、回数、継続性、被害者数等 ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む） ⑤ 被害者の心身への負荷の程度 ⑥ 被害者のスポーツ活動への影響の程度 ⑦ 加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑧ 被害者の言動、態度等 ⑨ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> 加重要素：被害者が未成年である場合、複数回又は継続的に行われた場合、被害が重大な場合、過去に本協会の処分を受けたことがある場合等 軽減要素：真摯に反省している場合、示談の成立、他で制裁を受けている場合等 <処分に従わなかった、又は処分に反する行動をした場合> 処分対象者が、確定した処分内容に従わなかった場合、又は処分期間中に処分内容に反する行動をとった場合は、倫理委員会は事実確認をした上でこれを精査し、倫理委員会規程の聴聞の手続を省略して、本表の処分を加重又は処分期間を延長することができる。
備考（適用条項） 倫理規程第4条（暴力行為等の禁止）、第6条（差別の禁止及び個人の尊重）が該当するが、これに限らない。 第5条（セクシュアル・ハラスメント）は除く。		

※ 本表の違反行為には、個人の能力を貶めるような言動、指導の範囲を超えて練習中や試合中のミスを責めるような言動、被害者の進学や就職、他のスポーツクラブ等への移籍等を妨害する行為、被害者の親族等に危害を加える等の脅し行為、安全配慮義務違反、熱中症警戒アラート等が出ている時の無理な練習、水分を摂取させない等も含まれる。

表3 スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、性的虐待、セクシュアル・ハラスメント

違反行為の程度・結果	第2条第2項・第3項（指導者・競技者）	第2条第1項（役職員）
環境型セクシュアル・ハラスメント行為により、スポーツ活動に支障が生じた	資格停止 6 か月	職務停止 6 か月
特定の被害者に対するセクシュアル・ハラスメント行為であり、被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった	資格停止 1 年	職務停止 1 年
特定の被害者に対するセクシュアル・ハラスメント行為により、被害者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 2 年	職務停止 2 年
以下のいずれかに該当する ① 性的虐待行為を行った ② 被害者を退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ③ 被害者を死に至らしめた ④ 被害者の心身に重大な障害を与えた ⑤ 刑事処分をされた	資格取消	職務停止無期又は解任
<考慮すべき要素> ① 違反行為の態様（身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者の身体的・心理的負荷の程度 ⑥ 被害者のスポーツ活動への影響の程度 ⑦ 加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑧ 加害者の事後の対応 <加重・軽減要素の例> 加重要素：被害者が未成年である場合、期間が長い場合、回数が多い場合、他の違反行為も併せて行った場合等 軽減要素：真摯に反省している場合、示談の成立、他で制裁を受けている場合、性加害に関するカウンセリングや治療を受けている場合等	同左	同左
備考（適用条項） 倫理規程第5条（セクシュアル・ハラスメントの禁止） ※ 性的虐待：刑法第176条～第179条の行為及びそれに準じる行為。		

表 4 教唆・幫助・放置

第三者が倫理規程第 4 条から第 12 条までに定める不正行為を行った場合に、教唆（第三者をそそのかし加害行為を実行させること）し、幫助（第三者の加害行為の実行を容易にさせること）し、若しくはこれを是正すべき義務を有するにもかかわらずこれを放置すること、又は適切な対応を行わないこと。

違反行為の程度・結果	処分内容
第三者の行為を回避させる義務が生じているにもかかわらず、第三者の行為を放置したにとどまる	第三者に対する処分を軽減した処分 （第三者の行為が「資格停止／職務停止」の場合、その 2 分の 1 程度の期間を基準とする。第三者の行為が「資格取消／職務停止無期・解任」の場合、「資格停止／職務停止」2 年を基準とする。）
第三者の行為を幫助した	第三者と同等の処分又は第三者に対する処分を軽減した処分 （第三者に対する処分を軽減した処分とする場合、第三者の処分が「資格停止／職務停止」であれば、その 3 分の 2 程度の期間を基準とする。第三者の行為が「資格取消／職務停止無期・解任」であれば、「資格停止／職務停止」3 年を基準とする。）
第三者を教唆した	第三者と同等以上の処分
備考（適用条項）	倫理規程第 4 条から第 12 条まで

表 5 各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理

違反行為の程度・結果	第 2 条第 2 項・第 3 項（指導者・競技者）	第 2 条第 1 項（役職員）
他者が不適切な経理処理が行われていることを知っていながら、適切な機関、団体又は人物に報告しなかった	資格停止 1 年	職務停止 1 年
不適切な経理処理を行い、他の目的に流用した	資格停止 2 年	職務停止 2 年
不適切な経理処理を行い、以下のいずれかに該当する ① 自己の利益を図った ② 刑事処分をされた	資格取消	職務停止無期又は解任
＜考慮すべき要素＞ ① 違反行為の態様（程度、回数や継続性、被害額等） ② 加害者の地位・立場 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者のスポーツ活動への影響の程度 ⑥ 加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯 ⑦ 加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等） ＜加重・軽減要素の例＞ 加重要素：不適切な経理処理であることを知っていながら行った場合、加害者が多数いる場合、被害額が高額な場合、期間が長い場合、過去に本協会の処分を受けたことがある場合等 軽減要素：真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立等	同左	同左
備考（適用条項） 倫理規程第 10 条（経理処理の適正）、第 11 条（経理に関する不正行為の禁止）		

本基準は、2024 年 9 月 1 日より施行する。

本基準は、2026 年〇月〇日より改訂する。